

ごみ資源化物売払い（第 2 期非鉄類）仕様書

本業務は、本仕様書に従い実施するものとする。

1. 業務目的

本業務は、魚沼市（以下「発注者」という。）が行う大型ごみ及び不燃ごみ処理から資源として回収した非鉄類（以下「売払品」という。）について、受注者に資源化物として売却することを目的とする。

2. 業務内容

番 号：令 8 廃雑第 9 号

業 務 名：ごみ資源化物売払い（第 2 期非鉄類）

搬出期間：令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

搬出場所：魚沼市 中島 地内

エコプラント魚沼（新潟県魚沼市中島 707-1）

3. 品目及び予定数量

(1) アルミニウム	20,000 kg
(2) ガラニウム	1,000 kg
(3) ステンレス	300 kg
(4) キカイサッシ	1,500 kg
(5) 込 銅	100 kg
(6) 込真鍮	300 kg
(7) コード	2,000 kg
(8) 処理不適物	2,000 kg

4. 品質

売払品の品質は次のように取り扱う。

- ① アルミニウムは、不純物量を 2% とする。月毎の総量に 0.02 を乗じ 10 kg 未満を切捨てた数字を月毎の総量から除くものとする。
- ② コードは、被覆等の量を 15% とする。月毎の総量に 0.15 を乗じ 10 kg 未満を切捨てた数字を月毎の総量から除くものとする。

5. 品目及び搬出の取扱要項

(1) 搬出品目

エコプラント魚沼において選別した売払品を引き取るものとする。

(2) 業務内容

- ① 受注者は、発注者の搬出場所から売払品を引取り、再資源化をおこなう。
- ② 搬出については、発注者の要請により、受注者は速やかに日程調整を行い搬出すること。
- ③ 搬出車両は受注者が手配する車両を使用する。なお、積込み作業には発注者の車両等を使用することができる。
- ④ 搬出は午前 8 : 00 から午後 5 : 00 までの間に行うものとし、騒音や振動の発生を極力抑え、近隣への配慮を十分にすること。
- ⑤ 搬出及び運搬に際して器物の破損及び事故等があった場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、その補償等については、受注者の責任において行うこと。
- ⑥ 運搬に当たっては積荷の飛散及び雨水の浸入を防ぐ手立てを講ずるものとし、車両運行に当たっては道路交通法を遵守し、安全運転に務めること。

6. 売払代金及び納入方法

(1) 売払代金

- ① 売払代金の契約は、1kg あたりの各種単価契約とする。
- ② 契約期間中は契約単価を変更しないものとする。
- ③ 品目ごとの当該金額に 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 納入方法

- ① 受注者は、当該月の引渡数量及び売払代金を記載した報告書を翌月の 5 日までに発注者へ提出すること。
- ② 発注者は、受注者の報告書に基づき納入通知書を発行する。
受注者は、月締めの数量に基づき魚沼市が発行する納入通知書により 30 日以内に納める。
- ③ 受注者の納入が前項の期日を遅延した場合は、その期日の翌日から、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 条)第 8 条の規定により指定された割合で計算した遅滞利息を発注者に支払うものとする。
- ④ 国等の債権債務等の端数計算に関する法律第 2 条に基づき、確定金額に円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

7. 安全管理の徹底

- (1) 業務にあたっては、事故を起こさないように十分安全に配慮すること。
- (2) 万が一業務中に事故等が発生した場合は、二次災害を防ぐ対策を講じ、速やかに関係各署に通報するとともに、発注者に報告を行うこと。

8. 業務の中止

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本業務を中止することができる。この場合において、業務の中止により受注者が損害を受けたとしても、受注者は、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により本業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) この仕様書に定める内容に違反したとき。

9. 雑則

(1) 適用範囲

本仕様書は売払金の処理に関する基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、その業務を遂行するにあたり、必要と想定されるものについては、受注者の責任において完備するものとする。

(2) 事故及び損害に対する補償等

本業務の遂行にあたり発生した事故または事件、それに伴う補償等については、受注者の責任において行うものとする。

(3) その他

この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。